

# 本多家の維新史料

若林喜三郎

## はじめに

旧伊勢神戸藩主本多家の子孫、本多康彦氏が、その襲蔵文書を本学史学研究所に寄託されたのは、昭和五十五年である。奇しくも同年四月に筆者が本学教授として招かれたのであるが、近世史を専攻している関係上、同文書のうち、政治・経済に関する部分の整理・紹介が、筆者に任されることになった。

当時、まだ筆者も石川県白山麓の『尾口村史』や、能登の『内浦町史』の編集集中であり、『北浜二丁目戸長文書』（大阪市史編纂所刊行）や、『年々留——銭屋五兵衛日記——』（日生財団助成・法政大学出版局刊行）も執筆中で、もっとも繁忙な時期であった。

かたがた、その整理・筆写には、学生の勉学に資してほしいという藤井理事長の御意向もあったので、学生有志をもって近世文書研究会を組織し、できる限りその作業に参加させることとした。そして、筆者としては、本誌の誌上をかりて、本多家文書の紹介を目的とした論文を発表してきた。それは左の如くである。

- A、明治三年神戸藩の『藩制取調書』について（第一五号・昭和五六年）
- B、本多領神戸藩の成立とその歴史的背景（第一六号・昭和五七年）
- C、本多家襲蔵若年寄関係文書について（第一八号・昭和五九年）
- D、本多忠升の『旅の夢』について（第一九号・昭和六〇年）

本多家の維新史料

右四編をもって、成立期以来の藩情のあらましをみたのであるが、ここに本編では、明治維新期の本多家文書を紹介し、其後の展開を探ってみたいと思う。

### 一、本多忠貫の進退

まず、神戸藩の最後の藩主、本多忠貫について一瞥しておこう。忠貫は出羽国新庄藩主戸沢正実の弟で、神戸藩七代藩主本多忠寛の養子となり、安政四年四月二十六日に家督をついだものである。本多家の『家譜』によれば、

同日竹橋御門番蒙仰、五月十三日家督御礼申上

までで筆留めとなっているため、その進退については、他の史料をもって補わねばならないが、とりあえず、左に前掲拙論Aにおけるまとめを転載しておく。

(前略)時あたかも幕末動乱期にあたり、この小藩も風浪にもまれる小船の如き風情であったが、小藩なりにその存在を示しつつ、それを乗りこえたのは、少からず幸運に恵まれたからともいえるが、忠貫がまたそれに耐える人物でもあったからであろうと考えられる。<sup>(1)</sup>

幸運といえば、先代忠寛のとき天保十四年の水野忠邦の上地令で、もしこれが適用されると、本多家の河内の所領が失われることになったのである。代替地が約束されるとはいえ、藩の重要財源を失うことになるのであったが、幸いにも、この案は各方面の反対により沙汰止みとなったのである。忠貫の世となつては、文久三年八月の天珠組の挙兵に際し、本多領河内の長野詰代官吉川治太夫以下がこれを支援したため、処罰される事件が勃発したが(治太夫は逮捕護送中自殺)、幕末匆忙の折からとて見逃されたらしく、藩はその責めをまぬがれたようである。

さらに、同年十二月、忠貫は山田奉行に任じられている。彼は慶応四年七月まで勤めたが、譜代の小藩として進退の難しい時節に、山田奉行という絶好の安全地帯にかくれて、天下の形勢を観望することを得た。幕府に深い恩義を有する神戸藩が、下手をすれば命とりともなりかねない天珠組一件の責めをまぬがれ、朝廷側にも好感をもたれたことは、非常な幸運とせねばならなかった。

やがて慶応四年七月、南伊勢に度会府<sup>わたらいふ</sup>がおかれ、山田奉行が廃止されたので、忠貫は新任の度会府知事橋本実梁と交代して八月五日に入

京、早速皇居警衛を命じられ、翌明治二年正月まで滞京した。<sup>(2)</sup>かくして、七年ぶりに帰国した忠貫を待っていたのは、同年六月の版籍奉還であった。

その後の忠貫の動勢を、『神戸平原地方郷土史』に仲見秀雄氏が加筆されたものによって追ってみると、忠貫はすでに版籍奉還を同時に華族に列せられていたが、明治十七年子爵を賜わり、京中勤番・官中候辰翰御用掛・東照宮宮司などを歴任し、明治三十一年春、正四位に叙せられたが、同年六月、東京において没した。享年六十六であった。<sup>(3)</sup>

## 二、版籍奉還より廃藩置県へ

王政復古の大方針に基き、幕藩制を棄揚するため、諸藩はまず版(版国、領土)、籍(戸籍、人民)を天皇に返還せねばならなかった。

### 1、明治二年、版籍奉還布告(折紙) 一通

本多河内守

今般版籍奉還之儀ニ付、深ク時勢ヲ被為察、広ク公儀ヲ被為採、政令帰一之思食ヲ以、言上之通被聞食候事<sup>(4)</sup>  
六月 行政官

本多忠貫は、安政五年家督をつくと同時に従五位下に叙せられ、伊予守に任ぜられていたが、慶応三年十月、河内守に遷任された。また、行政官というのは、明治元年閏四月、政体書に基き設けられた七官の一つで、太政官はそれを総轄した官名であった。

### 2、明治二年、神戸藩知事辞令(折紙) 一通

次いで、各藩主は、今や地方に蟠居する封建領主ではなく、中央政府から任命された知事として、さし当り、旧藩の行政に任じた。

本多河内守

神戸藩知事被仰付候事

(朱印・印文太政官印)

明治二年己巳六月

本多家の維新史料

この文書の折封の上書によれば、「六月廿三日、西城（二条城）大広間に於て、三条右大臣（実美）殿出席、坊城（俊政）右大弁殿より下付された」と、その次第が述べられている。

3、明治三年、神戸藩制取調書（折疊状） 二鋪

明治三月十日、太政官の命によって、本多忠貫は『神戸藩制取調書』を作製している。筆者はこれを重視し、本誌第一五号に最初の報告書を寄稿したが（拙論A）、いま、その成立の経過と意義を左に転載しておこう。

明治三年九月十日、太政官は藩制改革の大綱を下達しているが、その冒頭に藩を三分し、物成（米高）一五万石以上を大藩、五万石以上を中藩、五万石以下を小藩と定めている。これは、従来の親藩・譜代・外様の別、あるいは、国持・城持・無城の別など、幕藩制的格差を一切否定するものであった。つまり、藩を中央政府に属する平等な立場の地方行政区画として置き替えたのであるが、それにはまだ旧藩主を知事として残置せねばならなかったこと、飛地などが多く、領地の犬牙錯綜という旧態が温存されたこと、経済力の弱い小藩が多かったことというような問題が残されていた。わが神戸藩も畿内の一小藩として、こうした情勢のなかで、新時代を迎えたのである。

太政官は、この大綱を中心として、次々とこまやかな布令を発し、それに基づいて各藩において改正した結果を報告させたようである。本多家には、このときの『藩制取調書』の写しが残されているが、それは、これらの布令に敏感に対応して実施しつつあった諸改革の中間報告とでもいべきものであった。それは二通の大型用紙の表裏に認められ、一六折りに折り畳まれているが、その第一通の日付は明治三年十月であり、もう一通は同年閏十月で、その補則とみられる。それで、いま前者をA文書、後者をB文書と名付けて区別しておこう。

A文書の劈頭に、左の如き知事諭告が掲げられている。

今般藩制被仰出ノ朝旨ニ基キ、更ニ政庁ノ規則ヲ改正ス、知事以下史生ニ至ルマテ、藩治ノ事勢総テ一局ニテ取扱ヒ、旧弊ヲ除キ、冗費ヲ省キ、民ノ為ニ官ヲ設クルノ道ヲ失ハサラン事ヲ要ス、今藩庁規則数条ヲ掲ケテ其綱領ヲ示ス、其他節目ノ如キハ、漸ク衆議ヲ竭シ、論定スヘキ也

知事

藩制改革の意気ごみを知ることができよう。そこで、その内容をみると、A文書では1藩庁規則、2藩職員令、3歳入見込、4海陸軍費、5

歳出見込の五項目。B文書では、1士族・卒法令、2士族・卒家禄草案、3士族・卒禄制となっている。

その細部については、一切を右の拙論にゆずるか、ここで、その結論の一部を転載して御参考に供したいと思う。

廃藩置県は、明治四年七月に強行された。その前年の九月から、新政府の指導によって実施された藩制改革は、その前提であったのである。そして、そのために作製された藩制取調書は、その努力目標ともいえるものであったであろう。しかし、同時にそれは、当時の藩のかえる諸問題を意識せずにはいらなかったはずであるから、それはそのまま当時の藩の情況を示すものであったといえよう。

(中略)

明治五年以降、中央集権国家確立のために、次々と打出された戸籍編成・学制頒布・地租改正・徴兵令施行・旧藩債の処分など一連の新政策を推進するためには、当局の一部によって策動されていた廃藩置県が強行されねばならなかった。その必要性は、こうした畿内の一小藩にもあらわれていたとみることができよう。

#### 4、明治四年、知事免官状(折紙) 一通

かくて、維新政府は同年七月、予定の如く廃藩置県を実行する。本多神戸藩知事に下付された免官状は左の通りである。

神戸藩知事 本多忠貫

免本官

辛未七月 太政官

この文書の折封上書によれば「明治四年七月十五日、名代として神谷(直与)大参事がこれを受領した」とある。

薩長土三藩から一万の兵を徴して東京に集中し、これを背景として強行した廃藩置県もかくしてあっけなく実現し、維新変革は予定の行程を進めることとなったのである。

### 三、文明開化と地租改正

明治四年九月、東京に移住した本多忠貫は、芝高輪の私邸が崩壊しているため、それを廃して神田橋門外の藩邸に居住することとなった。や

本多家の維新史料

がて同年十一月、神戸県は安濃津県に合併され、同五年三月には、三重県と改称された。その前後の史料としては、次のようなものがある。

1、明治四年、華族教育に関する詔書（版本・切紙） 一通

折封の上書によると、

辛未十月廿五日、東京府へ御呼び、家扶罷出候処、去廿二日御達詔書板本写御渡とある。

この趣旨は、開化・富強の列国に学び、国民勤勉の力を養うために学問を奨励するもので、とくに華族の率先鼓舞と、外国への留学をすすめ、また、女子教育の振興を期望したものであった。一方では庶民教育のために翌五年には学制頒布が出現しており、学問・教育の刷新を推進するものとして、華族への期待が示されているようである。

2、明治五年、御布告書留（ふところ帖・墨付七五枚） 一冊

本多家には、この期のものとして、明治五年の薄紙のふところ帳（7.3cm×16cm）がある。「明治五壬申年、御布告書留」とあるように太政官や宮内省・東京府などの、同年四月から八月までの布告類を書き留めたもので、当時の社会情勢や、政治の急務をかたるものとして重要である。

「戸長ヨリ添廻章ハ略之」とあるように、戸長を通じて下達されているが、一々の添廻章は略されているというのである。下達の順に書き継がれたもので、その内容は各種雑多であるが、そのうち、主なものを拾ってみると、一番早い「正月十二日到来」は新年らしく十八日の歌会始に関する宮内省の通達で、御題は「風光日々新」とあり、十七日までに当省へ持参するように、というのである。次で「十三日到来」では北白川宮薨去につき、十二日より三日間「歌舞妓<sup>伎</sup>音曲令停止」というものであった。十二日に東京府より発せられたものが十三日に到来したというのも、緩慢な情報伝達法がうかがわれて隔世の感がある。

次に「正月二十日到来」のものになると従来発行の太政官や民部省の金札が粗悪なため贋造を謀るものが多く、且つ旧藩札は一般の流通の便を失い、弊害が少くない状況であるから、今般革めて精工な新紙幣を発行する。追々製造成功の都合により、従来の官・藩の金札と引換えもしようというものであった。

以下皇室や宮廷行事関係では、五月の天皇の西国行幸、五節句や祈年祭・神武天皇祭などの参賀の件、戸籍関係では家族書の提出、地租関係では地券発行・地租上納法の下達、交通・通信関係では駅逦寮京都出張所廃止、小川町辺の道路修理、馬車・人力車・自転車等の車税、車・馬以外夜間無灯火通行の許可、助郷廃止など。外国関係では支那人の日本人児童売買事件、御備外国人の給料、海外留学生の資金問題など。宗教・風俗関係では、神祇省廃止と教部省設置、僧侶の肉食・妻帯・蓄髪勝手次第、華族・寺院等の名目金銀貸付制限など、事の軽重を問わず、順序も不同、まさに文明開化氾濫の趣きを呈している。

### 3、明治六年、かなつけおふれがき（刊本書冊・墨付九枚） 一冊

地租改正が維新新政の重要課題であったことは贅言を要しないが、それに先行する地券発行・地租上納に関する布告はすでに明治五年の『御布告書留』にもかなりの量を占めていた。やがて同六年七月に至って周知の条例が施行され、この大事業の第一歩が踏み出されることとなったのである。

本書は、本条例の普及のために、啓蒙的に市販させたもので、まず天皇の上諭、太政大臣三条實美の布告第二七二号、次いで大蔵省事務総裁・参議大隈重信の地租改正条例七章と同施行規則一七則が示されている。版元は東京通塩町の通明社仮局とあり、表題通り全文ふり仮名付きで、定価三銭五厘とある。

かくして、明治新政府は、不平士族の叛乱や自由民権運動などと平行した、激しい反対運動とたたかいながら推進した地租改正の、永い第一歩を踏み出すこととなったのである。

## おわりに

ここに、全五編の小論をもって、主な史料を紹介しつつ簡略ながら伊勢神戸藩の成立から崩壊までを概観することができた。

続いては、史学研究所の事業として、『本多家文書目録』の刊行が企画されている。本多家文書は、文書・記録約一一〇通・四〇冊、典籍類約五〇冊、必ずしも多くはないが、いずれも当主康彦氏が戦時中労苦を重ねて保持されたものであり、且つ史学研究に裨益する重要なものも少くないので、ただ単なる文書の題名の羅列にとどめず、相当量の原本の全文、あるいはその部分を、重要度に応じて適宜複製する計画である。

そのために、右の五編の小論と、学生の手による筆写本を援用して、実り多きものにしたと考えているのである。

注

- (1) 本多忠貫は、父は戸沢正令まつのりであるが、母は豪毅をもって聞えた薩摩藩主島津重豪の女であったから、多分にその血を受けついでいたと考えてよからう。養祖父の家訓書『旅の夢』の記述にみても、若輩ながらかなりしっかりした人物であったことがうかがわれる(前掲拙論D)。
- (2) 本多家文書の明治二年『御所当直ニ付筆頭ヨリ回章之写』によると、天皇の東京行幸の間、皇居警衛に任じたものらしく、その勤務の概要が知られる。
- (3) ちなみに、忠貫の跡は嫡孫忠鋒まさき、その長男忠照と継がれたが、忠照は昭和五年十月、学習院に在学中死去し、嗣子がなかったので膳所の本多家を継いでいた康直(忠貫の弟)の三男で、桃谷家の養子となっていた恒彦が、忠照の後継者として迎えられた。当主康彦氏はその長男である。